

5分で読める

ちょっと役に立つ

『自転車事故と自転車の保険』

Q & A

平成27年 2月

自転車の損賠賠償事故例



自転車による損害賠償事例を教えてください



自転車事故でも被害の大きさにより以下の損害賠償事例のように数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

賠償額 ^(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)

賠償額 ^(※)	事故の概要
6,779万円	<p>男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)</p>
5,438万円	<p>男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成19(2007)年4月11日判決)</p>
5,000万円	<p>女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。看護師に重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。 (横浜地方裁判所、平成17(2005)年11月25日判決)</p>
4,043万円	<p>男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成14(2002)年2月15日判決)</p>

賠償額 ^(※)	事故の概要
3,138万円	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進出し、女性の保険勧誘員(60歳)が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。 (さいたま地方裁判所、平成17(2005)年9月14日判決)
3,124万円	男子中学生が夜間、無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性(75歳)と衝突、女性には重大な障害(後遺障害2級)が残った。 (名古屋地方裁判所、平成14(2002)年9月27日判決)

(※) 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額のことです。(上記金額は概算額)。



自転車事故で被害者に損害賠償をする以外に問われる責任はあるのですか？



自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない……。そんな軽はずみな気持ちで、死傷者を出す重大な事故につながります。
道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。

「T Sマーク」の自転車保険とは？



自転車事故に備える保険にどんなのがありますか？



自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で補償されます。

自分自身のケガは「傷害保険」で補償されます。

これらの保険が、現在加入している保険に付保されているか？ 付保しているなら保険の補償内容はどうなのかを確認しましょう。



「T Sマーク」が自転車に貼られていると傷害保険と賠償責任保険が付帯されていると聞きました。



「T Sマーク」とは、自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が、点検整備した安全な「普通自転車」に貼るシールのことです。この「T Sマーク」には、傷害保険と賠償責任保険が付保されています。



「TSマーク」の保険の補償内容について教えてください



補償内容は、

TSマークを貼付している自転車に乗っている人が

- ・ケガ等をした場合に支払われる傷害補償。
- ・相手方に法律上の損害賠償責任を負う賠償責任補償。

平成26年10月1日に**赤色TSマーク付帯**保険の補償内容が改定となりました。

- ・賠償補償の限度額が2000万円から5000万円に引き上げられました。
- ・被害者見舞金が新設されました。
- ・新しい補償は平成26年10月1日以降に点検・整備して貼付された**赤色TSマーク**から適用されます。

- ・平成26年9月30日までに貼付された**赤色TSマーク**の補償内容は10月1日以降も変更ありません。

- ・**青色TSマーク**の補償内容の改定はありません。

対物損害は、補償の対象外です。



赤色「TSマーク」



青色「TSマーク」

「TSマーク」の自転車保険補償内容

●赤色TSマーク

平成26年10月1日以降に貼付した赤色TSマークの補償内容

傷害補償	入院15日以上	(一律)	10万円
	死亡・重度後遺障害(1～4級)	(一律)	100万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害(1～7級)	(限度額)	5,000万円
被害者見舞金	入院15日以上	(一律)	10万円

●赤色TSマーク

平成26年9月30日までに貼付した赤色TSマークの補償内容

傷害補償	入院15日以上	(一律)	10万円
	死亡・重度後遺障害(1～4級)	(一律)	100万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害(1～7級)	(限度額)	2,000万円

●青色TSマーク

平成26年9月30日までに貼付した青色TSマークの補償内容

傷害補償	入院15日以上	(一律)	1万円
	死亡・重度後遺障害(1～4級)	(一律)	30万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害(1～7級)	(限度額)	1,000万円



「T Sマーク」の有効期間はいつまでですか？



「T Sマーク」の有効期間は、T Sマークに記載されている点検整備の日から1年間です。
年1回は自転車の点検整備を受けてT Sマークを更新しましょう。



「T Sマーク」を貼る料金はいくらですか？



「T Sマーク」を貼る料金は、自転車の点検整備を受ける料金となります。
点検整備を受けずにT Sマークだけを貼ることはできません。